

同様に、イの期間について千葉県
の給料表における相当級を四級であ
ると仮定した場合、職員の区分は第
六区分となり、調整月額二万八百五
十円を二十四分計算します。

アの期間とイの期間の調整額を合
算すると、五十万四百円となります
が、調整額の1/2を加算すること
とされています（表3参照）ので、
二十五万二百円がBさんの調整額と
なります。

◎休職月等がある場合の計算

調整額については、最後に基礎在
職期間に休職月等がある場合の計算
方法についてご説明します。

休職月等とは、基礎在職期間に次
に掲げる事由により、現実に職務に
従事することを要しない期間のある
月（ただし、その月に一日でも職務
に従事することを要する日のあった
場合は、休職月等ではありません。）
をいいます。

①地公法第五十五条の二第一項ただ
し書による休職（職員団体の為の専
従休職）

②地公法第二十七条及び第二十八条
による休職（ただし、公務上の傷病
又は通勤傷病による休職などは除き
ます。）

③地公法第二十九条による停職

④教育公務員特例法による大学院修
学休業

⑤育児休業法による育児休業

以上の事由及びその他これらに準
ずる事由により、現実に職務に従事
することを要しない期間がある場合
は、退職手当の基本額を計算する際
に勤続期間から除算されますが、調
整額を計算する場合においても調整
額の算定対象から除外されます。

なお、必ずしも休職月等の全てが
除外されるわけではなく、除外され
る期間は次の表のとおり、その事由
により異なります。

事由	除外する期間
①	休職月等の全て
②～④	休職月等の1/2（端数切り上げ）
⑤	その育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間については1/3（端数切り上げ）
⑤	その育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月の翌月以降の期間については1/2（端数切り上げ）

ただし、休職月等が、異なる職員
の区分にまたがって存在する場合は、
それぞれの区分ごとに除外する期間
を計算することとなります。（次の例

休職月等

月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
職員の区分	第7	第7	第7	第7	第7	第7	第6	第6	第6	第6

調整額の算定から除く

調整額の算定から除く

○休職期間（私傷病による休職・・・②の事由に該当）
7月15日から4月10日まで
○休職月等 8月から3月までの8ヶ月（7月と4月については、その月の全ての日を休職していたわけではないので、休職月等にはなりません。）
○調整額の算定対象から除外する期間
休職月等の期間が、職員の区分の第7区分と第6区分に分かれるので、それぞれ同一区分ごとに計算します。
第7区分 5月×1/2＝2.5月（端数切上）3月
第6区分 3月×1/2＝1.5月（端数切上）2月
この結果、第7区分からは、3月が除外され、第6区分からは、2月が除かれることとなります。

を参照してください。）

参考までに、以下に具体的な例を
示します。
以上で、調整額の計算方法につい

ての基本的な説明を終了しますが、
次号においては、新たな退職手当制
度の導入に当たり設置された、激減
緩和等を目的とした経過措置につい
てご説明します。

定年退職者Cさんの調整額の計算例

○退職日 H19.3.31 ○勤続年数 36年 ○給料表 行政職給料表
○休職月等 H18年1月～H18年7月 事由 ②の休職
○職員の区分（Cさんの給料の級に応じた職員の区分）

アH13.4.1～H18.3.31 第3区分 調整月額41,700円が60月
イH18.4.1～H19.3.31 第2区分 調整月額45,850円が12月

〔算定対象から除外される期間〕

アの期間（第3区分）には、休職月等が3月あるので、
3月×1/2＝1.5 端数切り上げで2月を60月から除外
イの期間（第2区分）には、休職月等が4月あるので、
4月×1/2＝2月を12月から除外

※ 調整月額の高い順に60月分なので

45,850円×10月＝ 458,500円
41,700円×50月＝2,085,000円

合計（調整額）2,543,500円